正本

平成１９年（ワ）第１８８号　損害賠償請求事件
原　告　　蒔田直子　外３名
被　告　　国、京都市

原告第４準備書面

２００８年３月４日

京都地方裁判所　第２民事部合議係　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　　小　野　誠　之

同　　堀　　和　幸

同　　池　田　良　太

本準備書面は、被告京都市第３、第４準備書面、被告国第２準備書面に対する反論を行うとともに、憲法上の権利侵害に関する主張を補充することを目的とする。

＜目次＞

第１　被告国第２準備書面に対する反論
１　被告国は、まずなによりも、「不正抽選」への反省と、「謝罪」の内容を明らかにしなければならない
２　被告国が主張する「抽選の必要性」についての再反論
(1) 追加募集によって、意図的に作り出された「抽選の必要性」
(2) 追加募集にあたっては、第１次募集期間の応募者の参加がまず認められるのは当然
(3) そもそも、多くの市教委の「関係者・協力者」を優先させ、一般座席数を１００席以下にしてしまったことが問題
第２　被告京都市第３、第４準備書面に対する反論
１　被告京都市と国の主張が対立している点の要約
２　市教委は、原告朴について、「蒔田の元夫。民族差別を訴える本に名前が出ていた」という情報を内閣府に伝えた
３　イベント関係者の大量動員により、一般の応募者の参加の機会を奪った
(1) 太鼓、踊り、お花などの関係者を多数動員したことは、TMの趣旨に反する
(2) 子どもたちのイベントは、「アトラクション」「もてなし」とされていた
４　その他、被告京都市第３、第４準備書面への反論
(1) 河合長官の講演時での、市教委職員による暴行事件
(2)「記憶にない」「メールはない」という市教委の開き直りについて
第３　憲法上の権利侵害に関する主張の補充

第１　被告国第２準備書面に対する反論

１　被告国は、まずなによりも、「不正抽選」への反省と、「謝罪」の内容を明らかにしなければならない

(1)　被告国の第２準備書面は、原告第３準備書面の「第４　被告国が主張する『抽選の必要性』についての反論」の部分に対して反論しているだけである。

内閣府は、タウンミーティング室の谷口室長、田邊参事官、伊佐敷の会議で、原告蒔田と朴を抽選で落選させることを決定したのであり、組織としての決定であった。この「不正抽選」が、今回のタウンミーティング問題の核心である。

この「不正抽選」は、タウンミーティング調査委員会の報告書（乙Ａ１５）でも、「決して認められるものではない。」と指摘され、２００６年１２月１４日の参議院教育基本法に関する特別委員会で、山本伸一郎内閣府大臣官房長が「決して認められないものでございまして、極めて遺憾でございます。」、林芳正内閣府副大臣が「これはもう看過できない。」「心からおわびしたい。」「きちっと責任者からおわびをさせたい。」などと謝罪せざるを得なかったのである（乙Ａ１６Ｐ２５、Ｐ２６）。そして、同年１２月２２日には、谷口室長名の「お詫び」の手紙を、抽選から排除された者に発送している（乙Ａ１７）。

また、内閣府の担当者伊佐敷には、「京都で行われた親子タウンミーティングに際し、参加応募者の取扱について極めて不適切な措置に関与していた」ことを理由として、厳重注意処分がなされている（甲１７）。谷口室長には戒告処分、田邊参事官には訓告処分がなされた。この２人の処分理由も、「参加応募者の取扱において極めて不適切な措置が行われていた」ことがあげられている（甲１８）。

(2)　原告は、被告国に対して、「謝罪」の内容や「処分」の理由についての求釈明を行ってきたが、被告国は釈明を拒否してきた（国第１準備書面Ｐ５）。

原告は，原告第３準備書面で再度釈明を求めたが、被告国は、第２準備書面でも、この点について全く触れていない。

被告国は、上述のような「謝罪」や「処分」はいったい何だったのかをきちんと説明し、「不正抽選」への反省と謝罪の趣旨を原告らに示さなければならない。

(3)　被告国は、答弁書で、「抽選方法の不正」については、「おおむね認める。」としながらも、「『きわめて悪質な不正行為が行われていた』との点は争う。」（Ｐ５）と反論しているが、その後は、「不正抽選」について、全く触れていない。

また、伊佐敷、谷口、田邊らは、それぞれの陳述書において、「子ども達が恐れを抱いたり、萎縮して発言できなくなることを懸念し、そのために、上記で述べたような対応を行った」（伊佐敷、乙Ａ２２Ｐ１１）、「このような対応は、タウンミーティングの主催者として、上記の懸念した事態が現実のものになることを避け、親子参加による対話が混乱なく楽しく行われることを重視して執ったものです。」（谷口、乙Ａ２３Ｐ２）、「このような措置は、タウンミーティング会場内の妨害行為及びそれに伴う混乱の防止と、郷土文化に触れながら子供とその保護者が閣僚等と楽しく意見交換を行うという、文化力ＴＭイン京都の企画の狙いの達成とを第一に考えて行ったものでした。」（田邊、乙Ａ２４Ｐ２）などと述べて、あたかも「不正抽選」にそれなりの理由があったかのような主張をしている。

しかし、今回の「不正抽選」は、「決して認められるものではない。」、「心からおわびしたい。」というのが内閣府の公式な見解である。林内閣府副大臣も、参議院の委員会において、「会場内の妨害行為の防止」などについて、「以前にもこういうことがタウンミーティングで行われたわけで、そのために警備を強化して、高い経費を使って警備をやっているわけですから、その時点の判断がかなりこれはおかしかった」と断言している（乙Ａ１６Ｐ２６）。

また、伊佐敷、谷口、田邊の３名は、この「不正抽選」で処分まで受けているのである。

2　被告国が主張する「抽選の必要性」についての再反論

(1)　追加募集によって、意図的に作り出された「抽選の必要性」

ア　被告国は、「国賠法上の違法性判断の対象となる公務員の職務行為は、その職務行為時を基準として判断されるべき」（国第２準備書面Ｐ３）として、抽選の必要性の有無を判断した平成１７年１１月２２日の時点での一般応募者数、また、一般応募者数の中の関係者数などの数字をあげ、抽選の必要性があったと主張する。しかし、被告国のこの主張は、その前提が間違っている。

原告第３準備書面で主張したように、「ＴＭへの応募者数は、２００５年７月～８月の段階で、すでに１４３名になっていた。従って、これ以上、新たな応募者を募集する必要はなかった」のである（Ｐ１８）。被告国は、想定一般座席数が約１００席（国第２準備書面Ｐ５）、出席歩留まり率を７割と想定していたというから（同Ｐ８）、ほぼぴったりの応募者数であった。

開催が延期されたとしても、当初の募集期間に申し込んだ７月から８月の応募者全員に参加証を送ればよかったのであり、１１月１２日から２２日にかけて再度、応募者を募集する必要はそもそもなかった。

被告国は、原告のこの主張に対してなんら答えることができない。応募者を再募集によって増やしておいて、抽選の必要性があったと主張しているにすぎない。

イ　市教委の松浦は、応募者リストの中に、原告蒔田と朴の名前を見つけ、伊佐敷に対して、２人に関する虚偽の情報を伝えていたが、１１月上旬になって、「応募者が多くて抽選となった場合には、会場内で抗議活動等トラブルを起こす可能性のある蒔田さんと朴さんを落選とする」よう要請した（乙Ａ２２Ｐ５）。そこで、内閣府は、２人の参加を阻止するために、もう必要がなかった応募者の追加募集を行い、応募者を増やして「抽選の必要性」を作り出そうとしたのである。

この１１月の追加募集の応募者は１４９名であったが、一般の応募者はほとんどおらず、大部分が市教委を通しての応募者であったという事実（原告第３準備書面Ｐ１８）、また、当初予定されていた１１月２１日までの応募期間が、市教委の要請により２２日まで延期されたが、その延期された１日の応募者は、市教委が「教委ダミー」とした３２名だけの申込であったという事実（同Ｐ１１）をみれば、内閣府と市教委が、応募者を増やして「抽選の必要性」を作り出すことに躍起になっていたことが明らかである。

(2)　追加募集にあたっては、第１次募集期間の応募者の参加がまず認められるのは当然

現在、内閣府は、以前のタウンミーティングが多くの不正によって批判を浴びたことから、新しい形で国民対話の場を作る必要に迫られている。それが、２００７度に４回開催された、「大臣と語る希望と安心の国づくり」という催しである。

２００７年１１月１８日には、渡海文部科学大臣の催しが開催された。この催しについては、当初、１０月２４日から１１月１日が応募期間とされていたが、１１月２日になって、「席に余裕がある」ということで、応募期間は１１月８日まで延長された。

この追加募集の広報発表では、「応募者多数の場合は抽選を行いますので、予めご了承願います。」とされていたが、そこには、「第１次募集期間の応募者については、すべての方に参加証を送付いたします。」と明記されている（甲２１）。

このように、もし、募集期間が延長されたとしても、最初に公表された募

集期間に応募した者はそのまま参加が認められ、追加募集によって定員を超えた場合は、追加募集に応募した者だけで抽選をするのが当然であり，現に国は，タウンミーティングと同趣旨の上記催しで，そのようにしているのである。

本件タウンミーティングの場合も、当初予定されていた開催日が延期されたのであり、上記催しと同様に、当初公表された期間に応募したものの参加をまず認め、それでも空席のある場合に追加募集を行うべきであった。

それにもかかわらず，当初の応募者に参加を保障しないまま追加募集を行った上，原告らを含む当初の応募者と追加の応募者とをごっちゃにして「抽選」を行った事実は，追加募集が「抽選の必要性」を作り出すためのものであったことを雄弁に語っている。

(3) そもそも、多くの市教委の「関係者・協力者」を優先させ、一般座席数を１００席以下にしてしまったことが問題

ア また、被告国は、第２準備書面で、本件タウンミーティングの想定一般座席数は約１００席であったということを前提として、応募者がそれを超えていたから、「抽選の必要性」があったと主張する。

当初、内閣府は、２００５年７月２１日に発表された「開催概要及び参加者募集のご案内について」という文書で、募集人員は「２００名程度」で、「応募者多数の場合は抽選」としていた（乙Ａ２）。開催が延期された後の文書でも、同様の記載がされている（乙Ａ４）。当初は、「２００名程度」を公募すると約束していたのである。

しかし、国第２準備書面では、「当初、内閣府は、『閣僚随行者、ＴＭ室関係者及び記者等』席を３０席、『イベント関係者』席を８０席、その他の席を１００席準備することを想定していた」（Ｐ７）と説明している。また、乙Ａ２０の「関係者席レイアウト詳図」では、前の２列を、大臣とその秘書官等に５席、文部科学省に６席、京都市教育委員会に１０席、ＴＭ室に３席、警察官に２席、予備席が２とし、さらに記者席が１２席も予定されていた。これだけで４０席にもなっている。

イ なお、「関係者席レイアウト詳図」（乙Ａ２０）では、前の２列が関係者席となっている。しかし、当日の参加者アンケートには、「ものものしい警備が気になりました。前列３列を関係者の方が占めて、参加者と壇上の距離があるように感じました。」というものがある（甲１３）。

当日の会場写真（甲１０）でも、たとえば、ステージに向かって右側の座席は、前から３列がスーツ姿の男性で占められているように見え、アンケートの指摘のように、前列３列に関係者が座っていたと考えられる。

もし、前列３列に、関係者が座っていたのなら、一般の応募者の席は、さらに少なかったこととなる。

ウ また、伊佐敷は、「私としては、イベント関係者を始め京都市教育委員会が参加をお願いした応募者というのは、詳細は把握していませんでしたが、---おそらく本タウンミーティング開催に当っての不可欠な関係者・協力者たちであろうと考え、それらの人達を当選扱いにするという市教委の要望をそのまま受け入れました。」（乙Ａ２２Ｐ９）とも述べている。

国民対話の場であるはずのタウンミーティングであるにもかかわらず、「関係者・協力者」たちで会場を埋めてしまったのである。「やらせ」という批判がそのままあてはまる。

エ このように、２００名程度を公募すると公表しておきながら、役人や「関係者・協力者」等を多数動員し、一般の応募者の座席をわずか約１００席（実際にはそれ以下だったと考えられる。）にしてしまった。このような動員がなければ「抽選の必要性」などなかったことは明らかである。

第２ 被告京都市第３、第４準備書面に対する反論

１ 被告京都市と国の主張が対立している点の要約

被告京都市は、第３、第４準備書面で、原告第１、第３準備書面への反論を試みている。しかし、その大部分は、被告国の準備書面や、内閣府の担当者の陳述書（乙Ａ２２）、また、タウンミーティング調査委員会の調査に携わり、内閣府と京都市教委の担当者のヒヤリングを行った弁護士の報告書（乙Ａ２１）の内容を否定するだけのものとなっている。

被告京都市は、以前にも、「政府調査報告書の内容は誤りである。」（京都市第２準備書面Ｐ７）とまで言い切っていたが、第４準備書面でも、「松浦が伝えた内容について、被告京都市と被告国の事実認識に違いがあるのは、内閣府の担当者が松浦の伝えた内容を取り違えたからと思われる。」（京都市第４準備書面Ｐ３）などと、被告国に責任があると主張してはばからない。

しかし、被告京都市のこうした主張を立証する資料は、何も提出されていない。

被告京都市が、国の主張を否定している主たる事実関係は、以下の点である。

① 内閣府が応募者名簿を送付したのは、京都市からの要請だったのか？

・内閣府:京都市教委からの要請により応募者名簿を送った。

・京都市:京都市から応募者名簿を送るよう要請していない。

② 市教委が、原告蒔田に関して内閣府に伝えた内容は？

・内閣府：蒔田が「プラカードを掲げ、大声を発するなどした。暴力行為や警察騒ぎに発展する事態があった。暴力行為で京都市の職員ともみあった。」と連絡があった。

・京都市：蒔田は「そのような行為をした団体の関係者」だと連絡した。

③ 市教委が、原告朴に関して内閣府に伝えた内容は？

・内閣府：京都市からは、朴は蒔田の「元夫」、「民族差別を訴える本に名前が出ていたような人物」と伝えてきた。（今回、明らかになった、「在日本大韓民国民団の支団長」という情報については、釈明がなされた後で詳述する。）

・京都市：「元夫」とは伝えていない。「現在も夫であるかまではわからない」と伝えた。

④ 京都市は、蒔田、朴の２人をタウンミーティングに参加させないよう要請したか？

・内閣府：京都市からは、蒔田、朴の両名をＴＭに参加させないよう要請があった。

・京都市：両名を参加させないよう要請していない。

⑤ 市教委は、子どもたちや保護者らに対して「発言依頼」をしたか？

・内閣府：京都市教委が、事前に発言依頼をし、その発言内容を把握していたことは認める。

・京都市：市教委は、発言希望者を把握、確保はしたが、発言を依頼したことはない。

２　市教委は、原告朴について、「蒔田の元夫。民族差別を訴える本に名前が出ていた」という情報を内閣府に伝えた

(1)　「元夫」という情報について

被告京都市は、当初、原告朴については、「原告蒔田の関係者である」と内閣府に伝えたと説明していた（答弁書Ｐ５、京都市第１準備書面Ｐ１）。その後、第２準備書面で、「原告朴は、原告蒔田の夫であると思われることを伝えた。」（Ｐ６）と、説明内容を変遷させた。

ところが、国提出の加納弁護士の「報告書」（乙Ａ２１Ｐ２）や、伊佐敷の陳述書（乙Ａ２２Ｐ４）によって、当時、松浦は、「蒔田氏の元夫である」と伝えていたことが明らかになった。原告第３準備書面でその点を指摘すると、被告京都市は、今回の第４準備書面で、「松浦は内閣府に対して、「元夫」とは伝えていない。『夫であると思われる。ただし、現在も夫であるかまではわからない』と伝えたのである。」と弁明している（京都市第４準備書面Ｐ５）。

そもそも、あえて、「現在も夫であるかまではわからない」と伝えたということ自体が、きわめて不自然であるし、もう一方の当事者である伊佐敷だけではなく、タウンミーティング調査委員会の調査にかかわり、松浦からも何回もヒヤリングを行った加納弁護士までが認めているのであるから、松浦が「元夫」と伝えたことは否定のしようがない。

(2) 「民族差別を訴える本に名前が出ていた」という情報について

ア　また、加納弁護士の報告書では、松浦が、原告朴について、原告蒔田の「元夫」というだけではなく、「民族差別を訴える本に名前が出ていた」とも伝えていたことが明らかになった。原告第３準備書面では、これは民族的偏見にもとづいたものであると指摘したが、被告京都市は、この点について、なんら反論できていない。

イ　さらに、原告朴が内閣府に対して保有個人情報の開示請求を行ったところ、本年２月５日、「TM京都の応募者について（取扱注意）」という文書が開示された（甲２０）。この文書は、甲４号証と同一のものであるが、甲４号証では黒塗りされていた、朴に関する部分が明らかになった。

そこには、原告らの推測のとおり、原告朴について、原告蒔田の「元夫」と明記されており、被告京都市の弁明が虚偽であることが明らかとなった。

内閣府の本件TMの担当者であった伊佐敷はこの文書を作成した経過について次のように説明している。

「１１月上旬頃、松浦氏から『応募者が多くて抽選となった場合には、会場内で抗議活動等トラブルを起こす可能性のある蒔田さんと朴さんを落選とすることとしたい』との希望が伝えられました。

私は、こうした京都市教育委員会の意向や、両名について京都市教育委員会から連絡を受けた情報、同市民会議のホームページにおける活動記録について、１１月１４日、タウンミーティング担当室の定例会議で報告しました。この定例会議での報告のために作成したのが、甲第４号証の３あるいは５の『TM京都の応募者について（取扱注意）』というペーパーです。」（乙Ａ２２Ｐ５）

このように、この文書は、「心の教育」はいらない！市民会議のホームページからの得た情報以外は、市教委から連絡を受けた情報によって作成されたものであり、松浦が、「元夫」と伝えたものと考えられる。

ウ　なお、甲２０には、原告朴について、「在日本大韓民国民団の支団長」と記載されていることが判明したが、この問題については、現在、被告国、京都市に対して求釈明を行っているので、釈明がなされた後に詳述する。

エ　また、被告京都市は、第４準備書面で、「市教委は、原告朴について、『場内整理に従わずプラカードを掲げ、大声を出すなどの抗議行動を行い、警察が出動する事態となった』とは伝えていない。乙Ａ２２でも内閣府の伊佐敷氏が、原告朴がこのようなことをしたという連絡を受けたとは書かれていない。」と反論している（京都市第４準備書面Ｐ６）。しかし、原告が第３準備書面で主張したのは、乙Ａ２２の引用ではなく、乙Ａ２３の谷口室長の陳述書を引用したものである。

３　イベント関係者の大量動員により、一般の応募者の参加の機会が拒まれた

(1)　太鼓、踊り、お花などの関係者を多数動員したことは、タウンミーティングの趣旨に反する

ア　原告第３準備書面でも主張したように、「TMイン京都」には、市教委によって、太鼓、踊り、お茶、お花などのイベントに大勢の関係者が動員された（Ｐ２１）。

京都市第２準備書面によれば、これらのイベントのために動員された子どもたちや関係者の数は次のとおりである（Ｐ５）。

太鼓（開智童心太鼓）：指導者6名、保護者15名、子ども15名	合計３６名
踊り（壬生六斎念仏）：指導者(引率教員含む)6名　子ども20名	合計２６名
華道：指導者(引率教員含む)3名、子ども10名	合計１３名

お茶：指導者(引率教員含む)14名、子ども32名、関係者の友人3名　合計４９名

結局、これらのイベントの関係者は、市教委が認めた分だけでも総数１２４名にもなっている。

被告京都市は、「お茶の関係者は会場には入っていない」と主張しているので（京都市４準Ｐ１１）、会場に入ったのは、太鼓、お花、踊りの関係者７５名となるが、「お茶関係者の友人」３名についても、「必ず当選とする」よう要請して入場させたことも明らかになっている（乙Ａ１３）。

なお、この点について、被告国は、２００５年１１月２２日の時点では、踊りの関係者２６名、太鼓関係者３２名、お花関係者１５名＋１０名の計８３名の参加を見込んでいたと説明しており、合計すると被告京都市の主張よりも多い（国第２準備書面Ｐ７）。

いずれにしろ、このような、イベント関係者の大量動員により、多くの一般応募者の参加の機会が拒まれる結果となったのである。

イ　被告京都市は、第４準備書面で、このように多くのイベント関係者を動員した理由を次のように主張している。

「開智童心太鼓やお花等は、文化芸術活動に携わる子どもたちの日常の体験学習の発表である。これらの子どもたちが本件タウンミーティングに参加することは、自らの文化芸術活動等に対する理解が深まり、本件タウンミーティングの趣旨に合致できることであったし、出演者が本件タウンミーティングに参加できるようにしてほしいという引率者の要望もあった。」（Ｐ１１）

「開智童心太鼓や壬生六斎念仏等は文化芸術活動であり、日ごろの子どもたちの体験、練習の発表の場でもある。開智童心太鼓や壬生六斎念仏等をする子どもたちが本件タウンミーティングに参加することは、引率者も要望していたし、文化芸術活動を行っている子どもたちの参加は、本件タウンミーティングの趣旨に合致するものである。したがって、これらの者

が本件タウンミーティングに参加することは問題ではない。」（Ｐ１３）

「文化芸術活動を披露した子どもたちが、タウンミーティングに参加することは、本件タウンミーティングの趣旨に合致するものである。」（Ｐ１７）

「太鼓やお花等は、子どもたちの日常の練習、学習の発表でもあり、文化芸術活動である。したがって、太鼓やお花等を行うことは、本件タウンミーティングの趣旨に合致するものである。」（Ｐ１９）

しかし、募集人員２００名程度と発表した募集要項を無視し、これらのイベントの関係者を、一般の応募者を押しのけてまで優先的に参加させることは許されない。

ウ　そもそも、タウンミーティングの趣旨は、「内閣の閣僚等が、内閣の重要課題について広く国民から意見を聞くとともに国民に直接語りかけることにより、内閣と国民との対話を促進することを目的とする」（甲１Ｐ１）、「時の重要課題について、内閣と国民との直接対話という双方向のコミュニケーションを通じてより的確に国民のニーズを政策の企画立案や運営に反映させる上で重要な政策手段」（同Ｐ５４）、「草の根民主主義の原点」（同Ｐ５６）、「直接民主主義的手法により民主主義のプロセスを充実させる施策として極めて重要」（同Ｐ５７）とされている。

タウンミーティングの趣旨はこのようなものであったはずなのに、本件タウンミーティングは，「子どもたちの体験、練習の発表の場」とされてしまったのである。

(2)　子どもたちのイベントは、「アトラクション」「もてなし」とされていた

ア　原告は、このような子どもたちのイベントは、タウンミーティングの本来の趣旨を逸脱したものであり、むしろ、市教委が、文部科学大臣や河合隼雄文化庁長官、文部科学省、内閣府の役人らを「接待」するためのものであったと主張してきた。

イ　今回、被告京都市は、松浦が「個人的に作成していたメモ」を、乙Ｂ１０号証として提出した。

この文書によると、当初、「小野小はねず踊り」「開智童心太鼓」を実施する準備をすすめていたことがうかがわれるが、これらは、「事前アトラクション」とされている。さらに、お茶や華道については、「もてなし」とされている。

なお、被告国が提出した、市教委が作成した「タウンミーティング応募書類・企画書」（乙Ａ３）でも、これらは、「アトラクション」「もてなし」と明記されている。

市教委が、子どもたちを使ったこれらのイベントを、「アトラクション」「もてなし」と位置づけていたことは明らかである。

ウ　大臣や政府関係者が京都にきた際、子どもたちに着物を着せて、お茶やお花で大臣らを「接待」させるのは、市教委の常套の手法である。２００６年８月４日には、安倍晋三官房長官が京都市立御池中学校に来たが、その際も、着物を着た子どもたちに、お茶、お花、狂言などをさせている。（甲２２）

本件タウンミーティングも、市教委門川教育長が、政府・文部科学省などとの関係を強化するための、「接待」の場として位置づけられていたと言える。

４　その他、被告京都市第３、第４準備書面への反論

(1)　河合長官の講演時での、市教委職員による暴行事件

被告京都市は、第４準備書面において、「原告は、河合長官の講演時に市教委職員が暴行をした旨を主張するが、市教委職員は暴行していない。」と弁明している（Ｐ５）。

しかし、原告第３準備書面（Ｐ６）でも述べたように、２００４年６月１３日、京都市教育委員会の職員らによって強制的に排除された３人の女性は、

一人は、「頚椎捻挫、右上腕打撲、両膝打撲兼擦過傷」、一人は、「両肩捻挫、臀部打撲、両膝打撲兼擦過傷」、一人は「左肩捻挫、右上腕皮下出血」で、いずれも全治１０日間の負傷をおい、それぞれ診断書が出されている。（この診断書を甲２３号証の１～３として提出する。）

このように、市教委職員の暴力行為により、３人の女性が負傷した。事件後、「心の教育」はいらない市民会議とカラス団（道徳教育なんてさいてーだと思っている学生有志カラス団）は、市教委に抗議文を提出し、負傷した３人への謝罪と話し合いの場を要求したが、市教委は、回答すらしていない。（この経過については、被告京都市が提出した、乙Ｂ５、乙Ｂ６等でも明らかである。）

(2)　「記憶にない」「メールはない」という市教委の開き直りについて

当初、市教委は、応募者リストに「当選」「一応当選に」「教委ダミー」などと付記して内閣府に返信したことについて、「担当者も記憶にないと話している」、「問題のメールは残っていない」などと開きなおっていた（甲７）。

その後、タウンミーティング調査委員会の求めに応じて、このメールと、そこに添付されていたエクセルファイルを提出せざるを得なくなったが、本訴に入っても、「市教委の担当者の記憶が定かでないため、----『当選』又は『一応当選に』と付記された経緯については不明である。」というようなあるまじき主張を続けている（京都市第２準備書面Ｐ４）。

また、京都市第４準備書面では、「松浦は、発信したメールについての保存期間と、受信したメールの保存期間が同じであると誤解していたので」メールは残っていないと説明していたが、「その後、誤解に気付き、発信したメールに添付されていたエクセルファイルが保存されていることが判明した。---このような事情であるから、松浦は、説明を合理的理由なく変遷させていたわけではない。」と弁明している（Ｐ１０）

しかし、問題は松浦の「誤解」にあるのではなく、添付されたメールの送

付行為とその意図こそが問われているのである。「経緯は不明」と逃げることは許されない。

第３　憲法上の権利侵害に関する主張の補充

１　被告らの行為が、憲法１３条（個人の尊重、プライバシー権）、憲法１９条（思想及び良心の自由）、憲法２１条（表現の自由）に違反すること（そして、これにより原告らの諸権利が侵害され、甚大な精神的苦痛を被ったこと）は、訴状及び原告第１準備書面で主張したとおりである。

２　しかるに、被告らの不法行為は、上記憲法上の諸規定に違反するのみならず、平等原則を保障する憲法１４条等にも違反するものである。

すなわち、憲法１４条１項は、公権力が不合理な差別を行うことを禁止しており（平等原則）、合理的な理由もないのに不平等な取扱いをすることは、この平等原則に違反することは明らかである。

４　したがって、本件においても、原告らはタウンミーティングに参加する機会を（他の応募者と）平等に与えられるべきことは当然であった。

５　しかるに、被告らは、何ら合理的理由もなく、違法かつ不必要な「抽選」によって、タウンミーティングに参加する機会を違法・不当に奪ったものであるから、この様な被告らの行為が憲法１４条に違反することは明らかというべきである。

以　上